



2024.05.24

事業承継税制の特例措置：適用の留意点

はじめに

中小企業は雇用や地域経済を支える大切な公器であり、その事業承継の問題は経営者のみならず、従業員など全ての関係者にとっての共通課題といえます。

今回は、中小企業の事業承継にかかる税負担を大幅に緩和する税制として注目を集める「事業承継税制の特例措置」（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例）のうち、多くの利用が見込まれる贈与税の特例措置について、適用を検討する際の留意点を事例を交えて分かりやすく解説したいと思います。

(注) 令和6年4月1日時点で施行されている法令通達に基づいて解説をします。

凡例：本文で使用している法令通達の略称は以下のとおりです。

措法…租税特別措置法、措令…租税特別措置法施行令

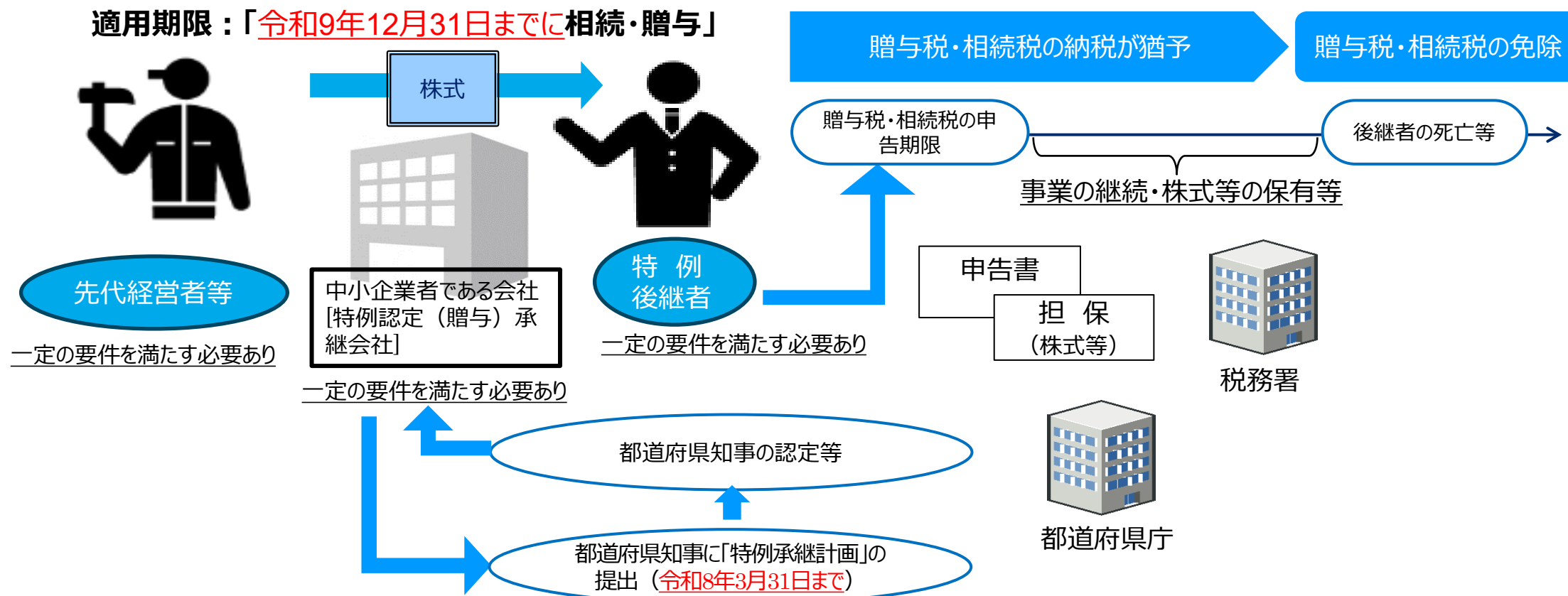
円滑化法省令…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

(例) 措法70の7の5②六…租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置の概要

特例後継者が、特例認定（贈与）承継会社（8頁参照）の代表権を有していた者（先代経営者）等から、令和9年12月31日までに、贈与又は相続若しくは遺贈により、その会社の株式を取得した場合において、本特例の要件を満たすときは、担保提供を要件に、その取得した全ての株式に係る贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等まで納税が猶予されます。

<特例措置のイメージ>



特例承継計画作成時の留意点

1. 特例承継計画の作成に当たっては、認定経営革新等支援機関（注）の指導および助言を受ける必要があります。
（注）認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、経営革新特例承継計画の策定等の業務について一定の経験年数を持つ者として国が認定した法人・個人・機関等（例：金融機関、税理士・税理士法人、商工会議所）をいう。
2. 特例承継計画の作成と贈与の時期は、都道府県知事への認定申請前であれば、前後しても構いません。
3. 都道府県知事への認定申請前であれば、相続発生後に特例承継計画を作成することもできます。ただし、特例承継計画を都道府県知事へ提出できるのは令和8年3月31日までであるため、令和7年末に相続が発生した場合には注意が必要です。
4. 特例承継計画の作成後、事業承継前に先代経営者が死亡した場合や後継者が死亡した場合、あるいは特例後継者が変更になった場合など、当初の特例承継計画から重大な変更が生じているときは、認定支援機関の指導及び助言を受けて、都道府県知事に変更申請書を提出し、確認を受ける必要があります（円滑化法省令18①）。

贈与税の特例措置における特例後継者（特例経営承継受贈者）の要件（措法70の7の5②六）

1. 後継者が1人の場合

次の要件を全て満たす個人をいいます。

- ①特例認定贈与承継会社の特例承継計画に記載された、その会社の代表権を有する者であること。【代表者要件】
- ②①の者は、その者の特別関係者（その者の親族や、その者が総議決権の50%超を有する会社等をいいます。）と合わせて、その特例認定贈与承継会社の総議決権数の過半数を有する者であること。【同族過半数要件】
- ③②の特別関係者のうち、そのいずれの者の有する議決権の数を下回らないこと。【筆頭株主要件】
- ④贈与時に18歳以上、かつ贈与の直前において引き続いて3年以上役員であること。

2. 後継者が2名又は3名の場合（3名までOK）

次の要件を全て満たす個人をいいます。

- ①上記1①、②、④の要件を全て満たすこと。
- ②特例認定贈与承継会社の総議決権数の10%以上の議決権を保有し、かつ特例後継者の特別関係者（事業承継税制の特例措置の適用を受ける他の特例後継者を除く）のうち、そのいずれの者の有する議決権の数を下回らないこと。

【事例1】 後継者が支配する会社が特例認定贈与承継会社の筆頭株主の場合

Q A社の前・代表取締役の甲さんは、その発行済議決権株式の全部を保有していましたが、平成30年にその株式のうち60%を、B社（A社の現・代表取締役の甲さんの長男が発行済議決権株式を全て保有）に譲渡しました。

令和6年に甲さんが保有する議決権総数の40%に相当するA社株式を長男に贈与した場合は、その贈与により取得したA社株式について、長男は非上場株式等についての贈与税の特例措置の適用を受けることができますか。

A 甲さんの長男は、贈与税の特例措置の適用を受けることができません。

贈与税の特例措置の適用を受けるためには、その株式の贈与を受けた長男が「特例経営承継受贈者」に該当する必要があります。その特例経営承継受贈者に該当するための要件の一つに、「その贈与の時に、長男が有する特例認定贈与承継会社（＝A社）の株式に係る議決権の数が、その特別関係者のいずれの者の有する議決権の数を下回らないこと。」

（以下「筆頭株主要件」）があります（措法70の7の5②六二(1)）。

甲さんから長男へのA社株式の贈与の時に、A社の議決権を最も多く有するのは、長男の特別関係者であるB社であり、長男は筆頭株主要件を満たすことができません。

甲さんから長男が贈与により取得したA社株式については、長男が「特例経営承継受贈者」に該当しないことから、贈与税の特例措置の適用を受けることができません。

贈与税の特例措置における贈与者（特例贈与者）の要件

1. 特例贈与者の主な要件（措法70の7の5①、措令40の8の5①）

① 会社の代表権を有していたこと。

② 贈与の直前において、贈与者及びその特別関係者と合わせて特例認定贈与承継会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、特別関係者（事業承継税制の特例措置の適用を受ける特例後継者を除く）のうち、そのいずれの者の有する議決権の数を下回らないこと。

③ 贈与時において、会社の代表権を有していないこと。

（注）贈与の直前において、既に事業承継税制の特例措置の適用を受けている（又は受けるために特例認定贈与承継会社の株式を取得した）者がいる場合等には、①と②の要件は不要になります。

2. 代表者以外の者からの株式贈与に係る贈与税の特例措置（措法70の7の5①）

特例後継者が、特例認定贈与承継会社の代表者以外の者からの贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、代表者からの贈与以後、その贈与等に係る特例経営贈与承継期間（原則、その贈与税の申告期限から5年）内にその贈与に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、事業承継税制の特例措置の適用対象とされます。

【事例2】 特例認定贈与承継会社の代表権を有していない者から株式の贈与を受けた場合

Q C社は、発行済株式（すべて議決権あり）の20%を同社代表取締役の乙さん、80%を乙さんの母が保有していました。母は、平成24年に死亡した乙さんの父（死亡当時、C社代表取締役でその株式を全て保有）から、相続税の配偶者の税額軽減の適用を受けるためにC社の発行済株式の80%を相続しています。母はC社の株主ではありますが、同社の取締役を務めたことはありません。乙さんは父からC社の発行済株式の20%を相続し、平成24年より引き続き同社の代表取締役です。

母は、令和6年に保有するC社株式を全て乙さんに贈与しました。この場合、母から贈与により取得したC社株式について、乙さんは贈与税の特例措置の適用を受けることができますか。なお母から乙さんへの贈与の時に、C社株式につき事業承継税制の特例措置の適用を受けている人はいません。

A 乙さんは、贈与税の特例措置の適用を受けることができません。

乙さんが贈与税の特例措置の適用を受けるためには、贈与者である母が「特例贈与者」に該当する必要があります（措法70の7の5①、措令40の8の5①）。

母は、①乙さんへのC社株式の贈与の時にC社の代表権を有しておらず、かつ、②贈与の直前において、既に贈与税・相続税の特例措置の適用を受けている（または受けるためにC社株式の取得をした）者がいないので、「特例贈与者」には該当しません。

したがって、乙さんは贈与税の特例措置の適用を受けることができません。

特例認定（贈与）承継会社の要件①中小企業者の範囲

いずれか

業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（注）		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

（注）自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

特例認定（贈与）承継会社の要件②（適用除外とされる主な会社等）

適用対象株式の贈与時点又は先代経営者の相続開始時点において次の要件のいずれかに該当する会社等は、都道府県知事の認定の対象外とされ、事業承継税制の対象外とされます（措法70の7の5②一、措令40の8の5⑨、40の8⑩、円滑化法省令6⑪十一等）。

- ①上場会社等
- ②大会社（円滑化法上の中小企業者(前頁参照)に該当しない会社)
- ③医療法人等
- ④風俗営業会社（風営法の性風俗関連特殊営業を行う会社）
- ⑤資産保有型会社又は資産運用型会社（次頁参照）
- ⑥特定特別子会社（会社ならびにその代表者及びその代表者と生計を一にする親族等が、議決権総数の50%超を有する会社をいう。）が上場会社、大会社、風俗営業会社である会社
- ⑦総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入に限り、営業外収益や特別利益を除く）がゼロの会社
- ⑧常時使用従業員（厚生年金保険及び健康保険の被保険者等）の数がゼロの会社

特例認定（贈与）承継会社の要件③資産保有型会社等に該当する場合

次の1又は2に該当する会社は、[1]納税猶予制度の適用の前提となる都道府県知事の認定が受けられず、[2]納税猶予制度の適用を受けた会社が該当することになった場合は、原則として（特例は次頁参照）、納税猶予が打切りとなります。

1. 資産保有型会社（該当日（一の日）の簿価を基に判定）

$$\frac{\text{特定資産（有価証券}^*1 + \text{現に自ら使用していない不動産} + \text{現預金} + \text{同族関係者等に対する貸付金など} + \text{ゴルフ会員権等）の合計額}^*2}{\text{総資産価額}^*2} \geq 70\%$$

*1 非上場かつ事業実態のある子会社の株式を除く。

*2 判定日（相続開始日又は贈与日）以前5年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等を、特定資産及び総資産の額に加算する。

2. 資産運用型会社

贈与又は相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始日から納税猶予の期限が確定する日までに終了する事業年度の末日までの期間内のいずれかの事業年度において、次の割合を満たす会社をいう。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

特例認定（贈与）承継会社の要件④資産保有型会社等でも特例措置の適用が認められる場合

贈与又は相続開始時点で次の要件を全て満たす会社は、前頁の資産保有型会社又は資産運用型会社の要件に該当する場合であっても、事業実態があるものとして、納税猶予制度の適用の前提となる都道府県知事の認定を受けることができます。

この認定を受けた会社の株式は事業承継税制（特例措置・一般措置）の適用対象となり、納税猶予の適用を受けている場合には打切りとはなりません。

- ① 3年以上継続して自己の名義と計算により商品の販売・資産の貸付（特例後継者の同族関係者に対する貸付を除く）又は役務の提供を実施していること。
- ② 常時使用従業員（特例後継者及び特例後継者と生計を一にする親族を除く）^(注)が、5人以上であること。
(注) 従業員とは、役員以外の社会保険に加入している者をいいます。
- ③ 事務所・店舗等の固定施設を所有又は賃借していること。

贈与者1人かつ特例後継者（特例経営承継受贈者）1人の場合の贈与する株数の要件

1. 納税猶予の対象となる贈与の回数

贈与者1人につき1回のみ（2又は3人の後継者に贈与する場合は特例あり）

2. 贈与者1人かつ特例後継者（特例経営承継受贈者）1人の場合の贈与株数の要件

①贈与前の特例贈与者の保有株数が、[特例認定（贈与）承継会社の株式総数*×2/3
－特例後継者（特例経営承継受贈者）の保有株数]（X）以上の場合

⇒Xの株数以上の株式を贈与する必要（措法70の7の5①一イ）

*適用対象株式は議決権に制限のない株式に限られます。

（例1）贈与者の贈与前株数 300
特例後継者の贈与前株数 0
発行済株式総数 300（1株式1議決権の株式のみ）

贈与者の保有株数 = $300 \geq 200$ ($300 \times 2/3$) - 特例後継者の株数 (0) ∴200株以上の贈与が必要。

②①以外の場合

⇒贈与者の保有株式を全部贈与する必要（措法70の7の5①一口）

（例2）贈与者の贈与前株数 180
特例後継者の贈与前株数 0
その他株主（贈与者と非同族）の保有株数 120
発行済株式総数 300（1株式1議決権の株式のみ）

贈与者の保有株数 $180 < 200$ ($= 300 \times 2/3$) - 特例後継者の株数 (0)

∴贈与者の保有する全株式180株の贈与が必要

贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

1. 贈与税の納税猶予に係る贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例

非上場株式に係る贈与税の納税猶予の適用を受けていた後継者（特例経営承継受贈者）は、その贈与者（特例贈与者）が死亡した場合、納税猶予の適用対象となった非上場株式に係る納税猶予税額が免除になります。

ただし、贈与税の納税猶予の打切りの日又はその特例後継者の死亡の日以前に、その贈与者が死亡したときには、特例後継者が贈与者から贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式を相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されます。この場合、贈与者に係る相続税の計算に算入する非上場株式の価額は、その贈与者から贈与を受けた時における価額が基礎とされます。

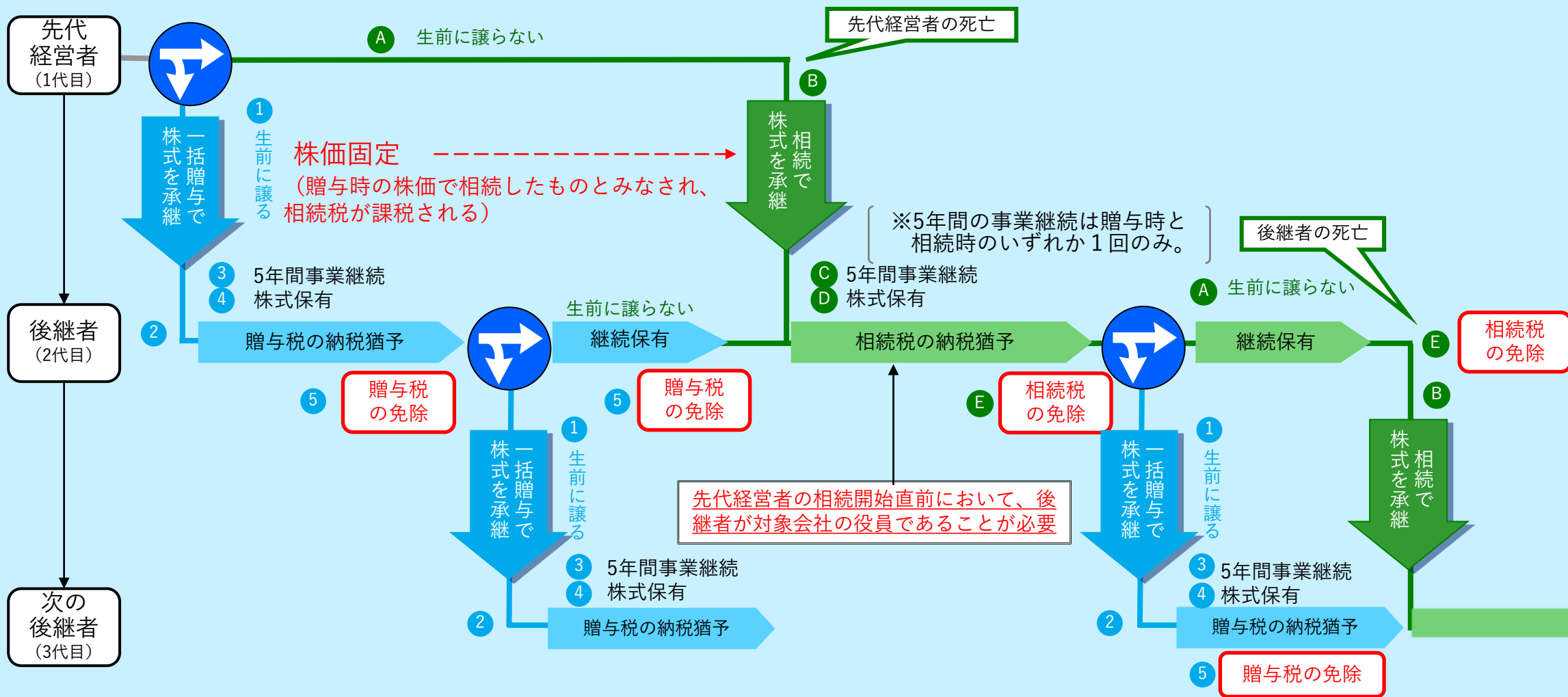
2. 相続税の納税猶予の適用が受けられる場合

上記1により、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式を相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例後継者は、その特例後継者及びその株式を発行する会社（認定相続承継会社）が一定の要件を満たすことにより、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その非上場株式に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、その相続税の申告書の提出期限までに一定の担保を提供した場合に限り、その特例後継者の死亡の日まで納税が猶予されます。

上記の相続税の納税猶予の適用を受けるためには、特例後継者およびその会社が各要件を満たしていること等につき、被相続人の相続開始の日の翌日から8ヶ月を経過する日までに都道府県知事の確認を受ける必要があります。

事業承継税制における株式承継フロー

生前に譲らない場合 → A ~ E (相続税の納税猶予を活用する場合の手順)
 生前に譲りたい場合 → 1 ~ 5 (贈与税の納税猶予を活用し、その後相続税の納税猶予に切り替える場合の手順)



(出典：日本商工会議所「平成30年度税制改正に関する意見 (事業承継)」を基に作成)

【事例3】 贈与税の特例措置に係る贈与者が令和10年以降に死亡した場合の相続税の特例措置の適用

Q 贈与税の特例措置に係る贈与税の納税猶予の適用後、令和10年1月以降（＝贈与税・相続税の特例措置の適用期限後）にその贈与者が死亡した場合に、その贈与者に係る相続税について特例措置の適用を受けることはできますか。

- A 相続税の特例措置の適用を受けることができます。理由は以下の通りです。
- ①租税特別措置法第70条の7の5第1項より、贈与税の特例措置の適用対象となるのは、令和9年12月末までの非上場株式の贈与です。
 - ②上記①の適用に係る特例贈与者（＝先代経営者）が死亡した場合には、同第70条の7の7第1項の規定により、特例経営承継受贈者がその贈与を受けた非上場株式を相続により取得したものとみなす（＝相続税を課税する）とされています。
 - ③同70条の7の8第1項の規定により、上記②の適用を受ける特例経営承継受贈者が一定の条件を満たす場合は「特例経営相続承継受贈者」とされ、その贈与を受けた株式に係る相続税の全額について、特例経営相続承継受贈者の死亡の日まで納税が猶予されます。同第70条の7の8の適用において、特例贈与者の死亡日に関する制限規定（「平成30年1月から令和9年12月末までの間に特例贈与者が死亡しないと、事業承継税制の特例措置の適用を受けられない」等）はありません。
 - ④上記①～③より、①の贈与税の特例措置の適用を受けていれば、その特例贈与者が令和10年1月以降に死亡した場合であっても、③の相続税の特例措置の適用を受けることができます。

事業承継税制の適用後に納税猶予が打切りとされる主な理由

次の事由に該当する場合は納税猶予が打切られ、猶予税額と一定の利子税を納める必要があります。

主な打切りの理由

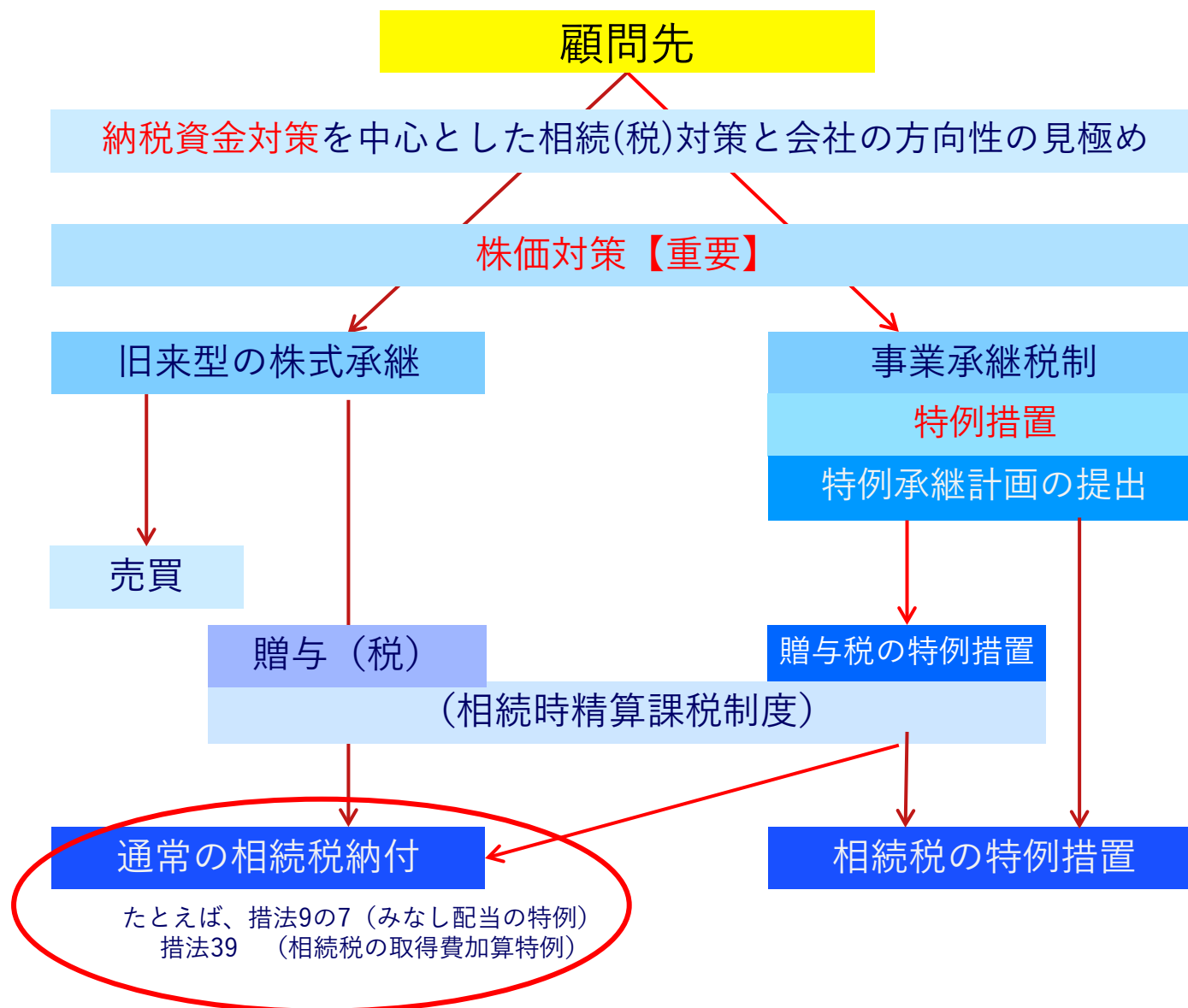
- 都道府県知事への報告を怠った場合、税務署長に継続届出書を提出しなかった場合
- 特例後継者が特例認定（贈与）承継会社の代表者を退任した場合（身体障害者手帳の交付を受けた場合等を除く）
- 特例認定（贈与）承継会社が雇用確保要件を満たさない場合（⇒贈与税・相続税の特例措置では“弾力化”）
- 特例後継者とその同族関係者の有する特例認定（贈与）承継会社の議決権の総数が総議決権数の50%以下となった場合
- 特例後継者以外の同族関係者の特例認定（贈与）承継会社の議決権数が特例後継者の議決権数を超えた場合
- 特例後継者が納税猶予対象株式の全部または一部を譲渡した場合（⇒贈与税・相続税の特例措置では特例創設）
- 特例認定（贈与）承継会社が一定の会社分割（分割型会社分割）又は組織変更を行った場合
- 特例認定（贈与）承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社となった場合（事業実態要件を満たしていればOK）
- 主たる事業活動から生じる収入額（売上高）が零となった場合
- 特例認定（贈与）承継会社が資本金又は準備金の額を減少した場合（無償減資及び欠損填補のための減資を除く）
- 特例認定（贈与）承継会社が非適格合併により消滅した場合
- 特例認定（贈与）承継会社が非適格株式交換等により、株式交換完全子会社となった場合
- 特例認定（贈与）承継会社が通常清算をした場合（⇒贈与税・相続税の特例措置では特例創設）
- 特例認定（贈与）承継会社が破産又は特別清算した場合（⇒贈与税・相続税の特例措置では特例創設）
- 特例認定（贈与）承継会社が非上場会社に該当しないこととなった場合（上場会社、風俗営業会社に該当した場合）
- 特例後継者以外の者が黄金株を有することとなった場合
- 対象株式の議決権に制限が加えられた場合
- 贈与者が代表者となった場合 など

■の項目は特例経営（贈与）承継期間（原則5年）経過後においても納税猶予の一部又は全部の打切り事由となります。

事業承継税制の適用を検討する場合のチェック項目

チェック項目	留意点
<u>後継者が株式に係る相続税の納税資金を調達できない</u>	費用対効果（金銭納付が可能なら適用しない）
期限内に特例承継計画を提出できる	令和8年3月31日までに「特例承継計画」を提出
期限内に株式贈与できる	令和9年12月31日までの贈与・相続が特例措置の適用対象
経営者が60歳以上である（贈与）	年齢要件（相続時精算課税を適用する場合）
<u>経営者が代表権を返上できる（贈与）</u>	経営者は代表取締役からヒラ取締役へ
後継者は18歳以上、かつ、役員就任3年以上である（贈与）	年齢要件、役員就任期間
5ヶ月以内に後継者は代表権を得ることができる（相続）	取締役会決議
8か月以内に認定申請をすることができる（相続）	株式に関する遺産分割完了又は遺言書

事業承継対策の検討フロー



山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



